

西脇市立小学校及び西脇市立中学校の学校規模の 適正化・適正配置について（答申）（概要版）

1 対象期間

学習環境規模適正化を具体的に進める対象期間 ⇒ 15年間（令和5年度～令和19年度）

2 基本的な考え方

適正化に係る協議を進めるための基本的な考え方は次のとおり。

- (1) 教育の主人公である子どもを中心に据え、子どもにとって望ましい学習環境の実現を図る。
- (2) 市内全ての地域を検討対象とする。既存施設の有効活用を図ることを原則とし、中学校区を単位として検討する。
- (3) 全ての学年で、一定の学習・生活集団規模の確保を目指す。
- (4) 小中一貫教育をはじめとする新しい教育のしくみを検討する。
- (5) 保護者・地域住民の理解を得ながら推進する。

3 適正規模（学校規模）

- (1) 国・県の基準：学級数の標準 …小・中学校ともに「12学級以上18学級以下」
：学級編制の標準…小学4年生以下35人 小学5年生以上40人
（令和7年度にかけて、小学6年生まで35人学級へ拡大）

- (2) 市内小・中学校の学校規模

◎小学校の学校規模（特別支援学級を除く。）

学級数	分類	H18年	H28年	R4年	備考
5学級以下	過小規模校	1校	1校	1校	複式学級編制校1校
6学級～11学級	小規模校	3校	5校	5校*	*5校が1学年1学級
12学級～18学級	適正規模校	2校	1校	1校	
19学級～30学級	大規模校	2校	1校	1校*	*R4年は22学級
31学級～	過大規模校	0校	0校	0校	

◎中学校の学校規模（特別支援学級を除く。）

学級数	分類	H18年	H28年	R4年	備考
1学級～2学級	過小規模校	0校	0校	0校	
3学級～11学級	小規模校	3校	3校	3校*	*1校が1学年1学級
12学級～18学級	適正規模校	1校*	1校	1校	*H18年の1校は西脇中
19学級～30学級	大規模校	0校	0校	0校	

- (3) 適正規模に関する課題

小規模校に分類される小学校は5校（日野小、比延小、芳田小、楠丘小、桜丘小）あり、全てが学年1学級編制。これらの小規模校は、今後、複式学級編制（5学級以下）になる可能性がある。

小規模校に分類される中学校は3校あり、その内の1校（西脇東中）は、平成29年度から全学年1学級・全3学級編制となっており、履修教科数に応じた教員の確保が困難な状況にある。

※学校規模の方針※

- 1 複式学級編制の回避・解消を図る。
- 2 全学年に、一定規模の児童生徒数確保を目指す。（1学年2学級以上）

4 適正配置（通学距離・通学時間）

1 学びを支える学校配置について

※適正配置の方針※

学校配置（中学校区3拠点化）

- (1) 現中学校区を単位として、市内を3つの中学校区に再編する。
 - 西脇中学校区
 - 西脇東中学校区・黒田庄中学校区
 - 西脇南中学校区
- (2) 中学校は、3つの中学校区ごとに1校置く。
- (3) 小学校は、4つの現中学校区ごとに1校置く。

学校配置の検証（適正化検証会議）

市の人口推移や学級規模に係る教育制度等の変化を踏まえながら、本答申の学校規模に係る方針の維持が困難になると見込まれるおおむね3年前に、学習環境規模適正化の推進効果を検証し、中学校区2拠点化への準備を開始する。

- (1) 学校配置について検討する。
 - 中学校区2拠点化
 - 小学校4拠点配置の見直し
- (2) 学校配置の見直しに伴う学校施設の整備（新築・改築・改修等）及び通学方法等に関する検討を行う。

中学校区の2拠点化への準備

学校配置の検証を踏まえ、中学校区2拠点化への準備及び、小学校配置の見直しを行う。

- (1) 原則として現中学校区を単位とし、市内を2つの中学校区に再編する。
 - 西脇中学校区・西脇東中学校区・黒田庄中学校区
 - 西脇南中学校区
- (2) 中学校は、2つの中学校区ごとに1校置く。
- (3) 小学校は、中学校区2拠点化準備に伴う見直しを行う。

2 適正配置（通学距離・通学時間）に関する提案

国が定める基準に基づき、通学先が変更となる児童生徒に対して、西脇市の責任において公共交通機関やスクールバスを活用した通学支援が望まれる。

- (1) 通学距離：小学校（前期課程）はおおむね4 km以内；中学校（後期課程）はおおむね6 km以内ただし、この基準を超える場合は、公共交通機関やスクールバスを活用した通学支援を行う。
- (2) 通学時間：通学方法に関わらず、小中学校ともに1時間以内とする。
- (3) その他の通学支援として、各地域の実態を踏まえ、別途協議を行う。

5 附帯意見

学習環境規模適正化の推進に伴う学校再編は、当該校区の児童生徒・保護者や地域住民をはじめ、多くの関係者に様々な影響を及ぼすということを踏まえ、以下の事項について適切な対応を要望する。

- 保護者・地域住民への情報提供や丁寧な説明
- 児童生徒の心身の健康管理や教育相談体制の充実
- 公共交通機関又はスクールバスを利用する児童生徒の安全確保と保護者の経済的負担軽減
- 学校統合に伴う新たな通学路の設定と、学校・地域・家庭連携による安全確保のしくみの構築
- 現行教育システムに適応することが難しい児童生徒への支援体制の再構築と居場所の環境整備